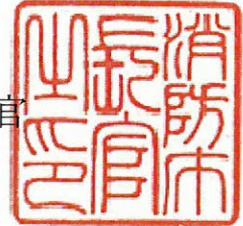


消 防 指 第 5 2 号

平 成 2 5 年 5 月 2 9 日

埼玉西部消防組合管理者 殿

消 防 庁 長 官



平成 2 5 年度緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書

平成 2 5 年 5 月 2 0 日付け埼玉西消救第 3 9 号で申請のあった平成 2 5 年度緊急消防援助隊設備整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業について、補助事業名ごとの内容、基準額及び補助金額は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の決定額は、次のとおりとする。

金 1 1, 8 7 3 千円

- 3 補助事業者は、この補助金に関する法令及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成 1 8 年 4 月 1 日消防消第 4 9 号各都道府県知事あて消防庁長官通知）に従わなければならない。